

一般社団法人日本ゴールボール協会

審判員規程

(目的)

第1条

この規定は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下、「本協会」という）が認定する審判員に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条

本協会が認定する審判員とは、次のとおりとする。

(1) オフィシャル

オフィシャルクリニックを受講したうえで、本協会に正会員または賛助会員として登録されている者。

(2) 国内レフェリー

国内レフェリークリニックを受講したうえで、本協会に正会員として登録されている者。国内レフェリーは、本協会において別に定める細則に基づき、A級からC級までの3つに区分されることとする。

(大会審判長及び大会副審判長)

第3条

本協会が主催または共催する大会（以下、「公式大会」という）においては、大会審判長及び大会副審判長を置く。

2 大会審判長は、審判員を総括し、審判に関して責任を強く持ち、本協会の競技規則を完全に遵守し、競技の運営が公正に、かつ円滑に行われるように努める。

3 大会副審判長は、大会審判長を補佐し、スムーズな競技運営、進行ができるように努める。

(審判員の役割)

第4条

レフェリーは、公式大会において各試合の審判員を担当し、オフィシャルは、公式大会の各試合におけるスコア・タイマー・ゴールジャッジ（これらを合わせて「オフィシャル業務」という）を担当する。

(選考)

第5条

公式大会において、大会審判長、大会副審判長、レフェリーを務める者については、候補者の中から本協会の審判員制度運営委員会（以下、「運営委員会」という）が選考し、理事会の承認を得て決定する。

2 公式大会において、オフィシャルを務める者については、運営委員会が決定する。

(日当並びに謝金)

第6条

本協会は、公式大会の大会審判長、大会副審判長及びレフェリーを務める者に対し、本協会により定める「旅費日当規程」並びに「審判員の謝金に関する規程」に基づき、交通費・宿泊費・日当・謝金を支給する。

2 本協会は、公式大会のオフィシャルを務める者に対し、本協会により定める「旅費日当規程」に基づき、日当を支給する。

(各試合の審判員の決定)

第7条

公式大会における各試合の審判員については、当該大会でレフェリーを務める者から、大会審判長及び大会副審判長が決定する。

(審判員の倫理)

第8条

公式大会において、審判員は常に中立の立場であると共に、試合中はどちらのチームに対しても公平に接しなければならない。

2 審判員の倫理規定に違反した審判員については、運営委員会の決定に基づき、審判員の承認・決定を取り消すこととする。

(国際大会への派遣)

第9条

全ての国際大会における審判員の派遣については、運営委員会から理事会に報告し、承認を得ることとする。

2 前項により、国際大会への派遣につき承認を得た審判員について、本協会は、当該派遣につき必要な経費の一部を負担することとする。

附則：本規程は令和4年6月1日から施行する。

本規程は一部改正し、令和5年4月1日から施行する。